

# グループホーム千同ひまわり運営規程

## (事業の目的)

第1条 有限会社メディカルサービス廿日市が開設するグループホーム千同ひまわり（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）は、要支援2及び要介護者であって認知症の状態にあるものに対し、適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 事業所の介護従業者は、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム千同ひまわり
- (2) 所在地 広島市佐伯区千同二丁目6番29号

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 1名  
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当する。
- (3) 介護従業者 20名以上  
介護従業者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。

## (認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第5条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員は、18人（9人×2ユニット）とする。

## (指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 機能訓練

## (利用料その他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 前項のほか、別表に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

## (入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、入居に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。
- (2) 外出または外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、帰所予定日時等を管理者に届けなければならない。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、また安全衛生を害しないこと。
- (4) 指定した場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行わないこと。

## (事故発生時の対応)

第9条 利用者に転倒、転落、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は状況を把握し次のとおり対処する。

- (1) 必要に応じて病院等で受診し治療を受ける。
- (2) 家族等への事故内容、状況を報告する。
- (3) 必要に応じて警察へ連絡する。
- (4) 状況を事故発生連絡票に記入し、保険者及び広島市に連絡する。

